

○平成28年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表

厚生年金保険料率：平成28年10月分 ～ 平成29年8月分 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方					
標準報酬		報酬月額		免除保険料率	
				2.4%	
				厚生年金保険料率	
				15.782%	
等級	月額			全額	折半額
		円以上	円未満		
1	88,000	～	93,000	13,888.16	6,944.08
2	98,000	93,000	101,000	15,466.36	7,733.18
3	104,000	101,000	107,000	16,413.28	8,206.64
4	110,000	107,000	114,000	17,360.20	8,680.10
5	118,000	114,000	122,000	18,622.76	9,311.38
6	126,000	122,000	130,000	19,885.32	9,942.66
7	134,000	130,000	138,000	21,147.88	10,573.94
8	142,000	138,000	146,000	22,410.44	11,205.22
9	150,000	146,000	155,000	23,673.00	11,836.50
10	160,000	155,000	165,000	25,251.20	12,625.60
11	170,000	165,000	175,000	26,829.40	13,414.70
12	180,000	175,000	185,000	28,407.60	14,203.80
13	190,000	185,000	195,000	29,985.80	14,992.90
14	200,000	195,000	210,000	31,564.00	15,782.00
15	220,000	210,000	230,000	34,720.40	17,360.20
16	240,000	230,000	250,000	37,876.80	18,938.40
17	260,000	250,000	270,000	41,033.20	20,516.60
18	280,000	270,000	290,000	44,189.60	22,094.80
19	300,000	290,000	310,000	47,346.00	23,673.00
20	320,000	310,000	330,000	50,502.40	25,251.20
21	340,000	330,000	350,000	53,658.80	26,829.40
22	360,000	350,000	370,000	56,815.20	28,407.60
23	380,000	370,000	395,000	59,971.60	29,985.80
24	410,000	395,000	425,000	64,706.20	32,353.10
25	440,000	425,000	455,000	69,440.80	34,720.40
26	470,000	455,000	485,000	74,175.40	37,087.70
27	500,000	485,000	515,000	78,910.00	39,455.00
28	530,000	515,000	545,000	83,644.60	41,822.30
29	560,000	545,000	575,000	88,379.20	44,189.60
30	590,000	575,000	605,000	93,113.80	46,556.90
31	620,000	605,000	～	97,848.40	48,924.20

(単位:円)

※平成28年10月分（11月納付分）から、厚生年金保険の標準報酬月額の下限が88千円となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「18.182%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※平成29年4月から、子ども・子育て拠出金率が1,000分の2.3（0.23%）に改定されました。

（平成28年4月～平成29年3月までの期間は1,000分2.0（0.2%））

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率（1000分の2.3）を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成28年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表

厚生年金保険料率：平成28年10月分 ～ 平成29年8月分 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方					
標準報酬		報酬月額		免除保険料率	
				2.5%	
				厚生年金保険料率	
				15.682%	
等級	月額			全額	折半額
		円以上	円未満		
1	88,000	～	93,000	13,800.16	6,900.08
2	98,000	93,000	101,000	15,368.36	7,684.18
3	104,000	101,000	107,000	16,309.28	8,154.64
4	110,000	107,000	114,000	17,250.20	8,625.10
5	118,000	114,000	122,000	18,504.76	9,252.38
6	126,000	122,000	130,000	19,759.32	9,879.66
7	134,000	130,000	138,000	21,013.88	10,506.94
8	142,000	138,000	146,000	22,268.44	11,134.22
9	150,000	146,000	155,000	23,523.00	11,761.50
10	160,000	155,000	165,000	25,091.20	12,545.60
11	170,000	165,000	175,000	26,659.40	13,329.70
12	180,000	175,000	185,000	28,227.60	14,113.80
13	190,000	185,000	195,000	29,795.80	14,897.90
14	200,000	195,000	210,000	31,364.00	15,682.00
15	220,000	210,000	230,000	34,500.40	17,250.20
16	240,000	230,000	250,000	37,636.80	18,818.40
17	260,000	250,000	270,000	40,773.20	20,386.60
18	280,000	270,000	290,000	43,909.60	21,954.80
19	300,000	290,000	310,000	47,046.00	23,523.00
20	320,000	310,000	330,000	50,182.40	25,091.20
21	340,000	330,000	350,000	53,318.80	26,659.40
22	360,000	350,000	370,000	56,455.20	28,227.60
23	380,000	370,000	395,000	59,591.60	29,795.80
24	410,000	395,000	425,000	64,296.20	32,148.10
25	440,000	425,000	455,000	69,000.80	34,500.40
26	470,000	455,000	485,000	73,705.40	36,852.70
27	500,000	485,000	515,000	78,410.00	39,205.00
28	530,000	515,000	545,000	83,114.60	41,557.30
29	560,000	545,000	575,000	87,819.20	43,909.60
30	590,000	575,000	605,000	92,523.80	46,261.90
31	620,000	605,000	～	97,228.40	48,614.20

(単位:円)

※平成28年10月分（11月納付分）から、厚生年金保険の標準報酬月額の下限が88千円となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「18.182%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※平成29年4月から、子ども・子育て拠出金率が1,000分の2.3（0.23%）に改定されました。

（平成28年4月～平成29年3月までの期間は1,000分2.0（0.2%））

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率（1000分の2.3）を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成28年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表

厚生年金保険料率：平成28年10月分 ～ 平成29年8月分 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方					
標準報酬		報酬月額		免除保険料率	
				2.6%	
				厚生年金保険料率	
				15.582%	
等級	月額			全額	折半額
		円以上	円未満		
1	88,000	～	93,000	13,712.16	6,856.08
2	98,000	93,000	101,000	15,270.36	7,635.18
3	104,000	101,000	107,000	16,205.28	8,102.64
4	110,000	107,000	114,000	17,140.20	8,570.10
5	118,000	114,000	122,000	18,386.76	9,193.38
6	126,000	122,000	130,000	19,633.32	9,816.66
7	134,000	130,000	138,000	20,879.88	10,439.94
8	142,000	138,000	146,000	22,126.44	11,063.22
9	150,000	146,000	155,000	23,373.00	11,686.50
10	160,000	155,000	165,000	24,931.20	12,465.60
11	170,000	165,000	175,000	26,489.40	13,244.70
12	180,000	175,000	185,000	28,047.60	14,023.80
13	190,000	185,000	195,000	29,605.80	14,802.90
14	200,000	195,000	210,000	31,164.00	15,582.00
15	220,000	210,000	230,000	34,280.40	17,140.20
16	240,000	230,000	250,000	37,396.80	18,698.40
17	260,000	250,000	270,000	40,513.20	20,256.60
18	280,000	270,000	290,000	43,629.60	21,814.80
19	300,000	290,000	310,000	46,746.00	23,373.00
20	320,000	310,000	330,000	49,862.40	24,931.20
21	340,000	330,000	350,000	52,978.80	26,489.40
22	360,000	350,000	370,000	56,095.20	28,047.60
23	380,000	370,000	395,000	59,211.60	29,605.80
24	410,000	395,000	425,000	63,886.20	31,943.10
25	440,000	425,000	455,000	68,560.80	34,280.40
26	470,000	455,000	485,000	73,235.40	36,617.70
27	500,000	485,000	515,000	77,910.00	38,955.00
28	530,000	515,000	545,000	82,584.60	41,292.30
29	560,000	545,000	575,000	87,259.20	43,629.60
30	590,000	575,000	605,000	91,933.80	45,966.90
31	620,000	605,000	～	96,608.40	48,304.20

(単位:円)

※平成28年10月分（11月納付分）から、厚生年金保険の標準報酬月額の下限が88千円となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「18.182%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※平成29年4月から、子ども・子育て拠出金率が1,000分の2.3（0.23%）に改定されました。

（平成28年4月～平成29年3月までの期間は1,000分2.0（0.2%））

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率（1000分の2.3）を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成28年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表

厚生年金保険料率：平成28年10月分 ～ 平成29年8月分 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方					
標準報酬		報酬月額		免除保険料率	
				2.7%	
				厚生年金保険料率	
				15.482%	
等級	月額			全額	折半額
		円以上	円未満		
1	88,000	～	93,000	13,624.16	6,812.08
2	98,000	93,000	101,000	15,172.36	7,586.18
3	104,000	101,000	107,000	16,101.28	8,050.64
4	110,000	107,000	114,000	17,030.20	8,515.10
5	118,000	114,000	122,000	18,268.76	9,134.38
6	126,000	122,000	130,000	19,507.32	9,753.66
7	134,000	130,000	138,000	20,745.88	10,372.94
8	142,000	138,000	146,000	21,984.44	10,992.22
9	150,000	146,000	155,000	23,223.00	11,611.50
10	160,000	155,000	165,000	24,771.20	12,385.60
11	170,000	165,000	175,000	26,319.40	13,159.70
12	180,000	175,000	185,000	27,867.60	13,933.80
13	190,000	185,000	195,000	29,415.80	14,707.90
14	200,000	195,000	210,000	30,964.00	15,482.00
15	220,000	210,000	230,000	34,060.40	17,030.20
16	240,000	230,000	250,000	37,156.80	18,578.40
17	260,000	250,000	270,000	40,253.20	20,126.60
18	280,000	270,000	290,000	43,349.60	21,674.80
19	300,000	290,000	310,000	46,446.00	23,223.00
20	320,000	310,000	330,000	49,542.40	24,771.20
21	340,000	330,000	350,000	52,638.80	26,319.40
22	360,000	350,000	370,000	55,735.20	27,867.60
23	380,000	370,000	395,000	58,831.60	29,415.80
24	410,000	395,000	425,000	63,476.20	31,738.10
25	440,000	425,000	455,000	68,120.80	34,060.40
26	470,000	455,000	485,000	72,765.40	36,382.70
27	500,000	485,000	515,000	77,410.00	38,705.00
28	530,000	515,000	545,000	82,054.60	41,027.30
29	560,000	545,000	575,000	86,699.20	43,349.60
30	590,000	575,000	605,000	91,343.80	45,671.90
31	620,000	605,000	～	95,988.40	47,994.20

(単位:円)

※平成28年10月分（11月納付分）から、厚生年金保険の標準報酬月額の下限が88千円となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「18.182%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※平成29年4月から、子ども・子育て拠出金率が1,000分の2.3（0.23%）に改定されました。

（平成28年4月～平成29年3月までの期間は1,000分2.0（0.2%））

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率（1000分の2.3）を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成28年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表

厚生年金保険料率：平成28年10月分 ～ 平成29年8月分 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方					
標準報酬		報酬月額		免除保険料率	
				2.8%	
				厚生年金保険料率	
				15.382%	
等級	月額			全額	折半額
		円以上	円未満		
1	88,000	～	93,000	13,536.16	6,768.08
2	98,000	93,000	101,000	15,074.36	7,537.18
3	104,000	101,000	107,000	15,997.28	7,998.64
4	110,000	107,000	114,000	16,920.20	8,460.10
5	118,000	114,000	122,000	18,150.76	9,075.38
6	126,000	122,000	130,000	19,381.32	9,690.66
7	134,000	130,000	138,000	20,611.88	10,305.94
8	142,000	138,000	146,000	21,842.44	10,921.22
9	150,000	146,000	155,000	23,073.00	11,536.50
10	160,000	155,000	165,000	24,611.20	12,305.60
11	170,000	165,000	175,000	26,149.40	13,074.70
12	180,000	175,000	185,000	27,687.60	13,843.80
13	190,000	185,000	195,000	29,225.80	14,612.90
14	200,000	195,000	210,000	30,764.00	15,382.00
15	220,000	210,000	230,000	33,840.40	16,920.20
16	240,000	230,000	250,000	36,916.80	18,458.40
17	260,000	250,000	270,000	39,993.20	19,996.60
18	280,000	270,000	290,000	43,069.60	21,534.80
19	300,000	290,000	310,000	46,146.00	23,073.00
20	320,000	310,000	330,000	49,222.40	24,611.20
21	340,000	330,000	350,000	52,298.80	26,149.40
22	360,000	350,000	370,000	55,375.20	27,687.60
23	380,000	370,000	395,000	58,451.60	29,225.80
24	410,000	395,000	425,000	63,066.20	31,533.10
25	440,000	425,000	455,000	67,680.80	33,840.40
26	470,000	455,000	485,000	72,295.40	36,147.70
27	500,000	485,000	515,000	76,910.00	38,455.00
28	530,000	515,000	545,000	81,524.60	40,762.30
29	560,000	545,000	575,000	86,139.20	43,069.60
30	590,000	575,000	605,000	90,753.80	45,376.90
31	620,000	605,000	～	95,368.40	47,684.20

(単位:円)

※平成28年10月分（11月納付分）から、厚生年金保険の標準報酬月額の下限が88千円となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「18.182%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※平成29年4月から、子ども・子育て拠出金率が1,000分の2.3（0.23%）に改定されました。

（平成28年4月～平成29年3月までの期間は1,000分2.0（0.2%））

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率（1000分の2.3）を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成28年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表

厚生年金保険料率：平成28年10月分 ～ 平成29年8月分 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方					
標準報酬		報酬月額		免除保険料率	
				2.9%	
				厚生年金保険料率	
				15.282%	
等級	月額			全額	折半額
		円以上	円未満		
1	88,000	～	93,000	13,448.16	6,724.08
2	98,000	93,000	101,000	14,976.36	7,488.18
3	104,000	101,000	107,000	15,893.28	7,946.64
4	110,000	107,000	114,000	16,810.20	8,405.10
5	118,000	114,000	122,000	18,032.76	9,016.38
6	126,000	122,000	130,000	19,255.32	9,627.66
7	134,000	130,000	138,000	20,477.88	10,238.94
8	142,000	138,000	146,000	21,700.44	10,850.22
9	150,000	146,000	155,000	22,923.00	11,461.50
10	160,000	155,000	165,000	24,451.20	12,225.60
11	170,000	165,000	175,000	25,979.40	12,989.70
12	180,000	175,000	185,000	27,507.60	13,753.80
13	190,000	185,000	195,000	29,035.80	14,517.90
14	200,000	195,000	210,000	30,564.00	15,282.00
15	220,000	210,000	230,000	33,620.40	16,810.20
16	240,000	230,000	250,000	36,676.80	18,338.40
17	260,000	250,000	270,000	39,733.20	19,866.60
18	280,000	270,000	290,000	42,789.60	21,394.80
19	300,000	290,000	310,000	45,846.00	22,923.00
20	320,000	310,000	330,000	48,902.40	24,451.20
21	340,000	330,000	350,000	51,958.80	25,979.40
22	360,000	350,000	370,000	55,015.20	27,507.60
23	380,000	370,000	395,000	58,071.60	29,035.80
24	410,000	395,000	425,000	62,656.20	31,328.10
25	440,000	425,000	455,000	67,240.80	33,620.40
26	470,000	455,000	485,000	71,825.40	35,912.70
27	500,000	485,000	515,000	76,410.00	38,205.00
28	530,000	515,000	545,000	80,994.60	40,497.30
29	560,000	545,000	575,000	85,579.20	42,789.60
30	590,000	575,000	605,000	90,163.80	45,081.90
31	620,000	605,000	～	94,748.40	47,374.20

(単位:円)

※平成28年10月分（11月納付分）から、厚生年金保険の標準報酬月額の下限が88千円となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「18.182%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※平成29年4月から、子ども・子育て拠出金率が1,000分の2.3（0.23%）に改定されました。

（平成28年4月～平成29年3月までの期間は1,000分2.0（0.2%））

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率（1000分の2.3）を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成28年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表

厚生年金保険料率：平成28年10月分 ～ 平成29年8月分 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方					
標準報酬		報酬月額		免除保険料率	
				3.0%	
				厚生年金保険料率	
				15.182%	
等級	月額			全額	折半額
		円以上	円未満		
1	88,000	～	93,000	13,360.16	6,680.08
2	98,000	93,000	101,000	14,878.36	7,439.18
3	104,000	101,000	107,000	15,789.28	7,894.64
4	110,000	107,000	114,000	16,700.20	8,350.10
5	118,000	114,000	122,000	17,914.76	8,957.38
6	126,000	122,000	130,000	19,129.32	9,564.66
7	134,000	130,000	138,000	20,343.88	10,171.94
8	142,000	138,000	146,000	21,558.44	10,779.22
9	150,000	146,000	155,000	22,773.00	11,386.50
10	160,000	155,000	165,000	24,291.20	12,145.60
11	170,000	165,000	175,000	25,809.40	12,904.70
12	180,000	175,000	185,000	27,327.60	13,663.80
13	190,000	185,000	195,000	28,845.80	14,422.90
14	200,000	195,000	210,000	30,364.00	15,182.00
15	220,000	210,000	230,000	33,400.40	16,700.20
16	240,000	230,000	250,000	36,436.80	18,218.40
17	260,000	250,000	270,000	39,473.20	19,736.60
18	280,000	270,000	290,000	42,509.60	21,254.80
19	300,000	290,000	310,000	45,546.00	22,773.00
20	320,000	310,000	330,000	48,582.40	24,291.20
21	340,000	330,000	350,000	51,618.80	25,809.40
22	360,000	350,000	370,000	54,655.20	27,327.60
23	380,000	370,000	395,000	57,691.60	28,845.80
24	410,000	395,000	425,000	62,246.20	31,123.10
25	440,000	425,000	455,000	66,800.80	33,400.40
26	470,000	455,000	485,000	71,355.40	35,677.70
27	500,000	485,000	515,000	75,910.00	37,955.00
28	530,000	515,000	545,000	80,464.60	40,232.30
29	560,000	545,000	575,000	85,019.20	42,509.60
30	590,000	575,000	605,000	89,573.80	44,786.90
31	620,000	605,000	～	94,128.40	47,064.20

(単位:円)

※平成28年10月分（11月納付分）から、厚生年金保険の標準報酬月額の下限が88千円となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「18.182%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※平成29年4月から、子ども・子育て拠出金率が1,000分の2.3（0.23%）に改定されました。

（平成28年4月～平成29年3月までの期間は1,000分2.0（0.2%））

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率（1000分の2.3）を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成28年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表

厚生年金保険料率：平成28年10月分 ～ 平成29年8月分 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方					
標準報酬		報酬月額		免除保険料率	
				3.1%	
				厚生年金保険料率	
				15.082%	
等級	月額			全額	折半額
		円以上	円未満		
1	88,000	～	93,000	13,272.16	6,636.08
2	98,000	93,000	101,000	14,780.36	7,390.18
3	104,000	101,000	107,000	15,685.28	7,842.64
4	110,000	107,000	114,000	16,590.20	8,295.10
5	118,000	114,000	122,000	17,796.76	8,898.38
6	126,000	122,000	130,000	19,003.32	9,501.66
7	134,000	130,000	138,000	20,209.88	10,104.94
8	142,000	138,000	146,000	21,416.44	10,708.22
9	150,000	146,000	155,000	22,623.00	11,311.50
10	160,000	155,000	165,000	24,131.20	12,065.60
11	170,000	165,000	175,000	25,639.40	12,819.70
12	180,000	175,000	185,000	27,147.60	13,573.80
13	190,000	185,000	195,000	28,655.80	14,327.90
14	200,000	195,000	210,000	30,164.00	15,082.00
15	220,000	210,000	230,000	33,180.40	16,590.20
16	240,000	230,000	250,000	36,196.80	18,098.40
17	260,000	250,000	270,000	39,213.20	19,606.60
18	280,000	270,000	290,000	42,229.60	21,114.80
19	300,000	290,000	310,000	45,246.00	22,623.00
20	320,000	310,000	330,000	48,262.40	24,131.20
21	340,000	330,000	350,000	51,278.80	25,639.40
22	360,000	350,000	370,000	54,295.20	27,147.60
23	380,000	370,000	395,000	57,311.60	28,655.80
24	410,000	395,000	425,000	61,836.20	30,918.10
25	440,000	425,000	455,000	66,360.80	33,180.40
26	470,000	455,000	485,000	70,885.40	35,442.70
27	500,000	485,000	515,000	75,410.00	37,705.00
28	530,000	515,000	545,000	79,934.60	39,967.30
29	560,000	545,000	575,000	84,459.20	42,229.60
30	590,000	575,000	605,000	88,983.80	44,491.90
31	620,000	605,000	～	93,508.40	46,754.20

(単位:円)

※平成28年10月分（11月納付分）から、厚生年金保険の標準報酬月額の下限が88千円となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「18.182%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※平成29年4月から、子ども・子育て拠出金率が1,000分の2.3（0.23%）に改定されました。

（平成28年4月～平成29年3月までの期間は1,000分2.0（0.2%））

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率（1000分の2.3）を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成28年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表

厚生年金保険料率：平成28年10月分 ～ 平成29年8月分 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方					
標準報酬		報酬月額		免除保険料率	
				3.2%	
				厚生年金保険料率	
				14.982%	
等級	月額			全額	折半額
		円以上	円未満		
1	88,000	～	93,000	13,184.16	6,592.08
2	98,000	93,000	101,000	14,682.36	7,341.18
3	104,000	101,000	107,000	15,581.28	7,790.64
4	110,000	107,000	114,000	16,480.20	8,240.10
5	118,000	114,000	122,000	17,678.76	8,839.38
6	126,000	122,000	130,000	18,877.32	9,438.66
7	134,000	130,000	138,000	20,075.88	10,037.94
8	142,000	138,000	146,000	21,274.44	10,637.22
9	150,000	146,000	155,000	22,473.00	11,236.50
10	160,000	155,000	165,000	23,971.20	11,985.60
11	170,000	165,000	175,000	25,469.40	12,734.70
12	180,000	175,000	185,000	26,967.60	13,483.80
13	190,000	185,000	195,000	28,465.80	14,232.90
14	200,000	195,000	210,000	29,964.00	14,982.00
15	220,000	210,000	230,000	32,960.40	16,480.20
16	240,000	230,000	250,000	35,956.80	17,978.40
17	260,000	250,000	270,000	38,953.20	19,476.60
18	280,000	270,000	290,000	41,949.60	20,974.80
19	300,000	290,000	310,000	44,946.00	22,473.00
20	320,000	310,000	330,000	47,942.40	23,971.20
21	340,000	330,000	350,000	50,938.80	25,469.40
22	360,000	350,000	370,000	53,935.20	26,967.60
23	380,000	370,000	395,000	56,931.60	28,465.80
24	410,000	395,000	425,000	61,426.20	30,713.10
25	440,000	425,000	455,000	65,920.80	32,960.40
26	470,000	455,000	485,000	70,415.40	35,207.70
27	500,000	485,000	515,000	74,910.00	37,455.00
28	530,000	515,000	545,000	79,404.60	39,702.30
29	560,000	545,000	575,000	83,899.20	41,949.60
30	590,000	575,000	605,000	88,393.80	44,196.90
31	620,000	605,000	～	92,888.40	46,444.20

(単位:円)

※平成28年10月分（11月納付分）から、厚生年金保険の標準報酬月額の下限が88千円となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「18.182%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※平成29年4月から、子ども・子育て拠出金率が1,000分の2.3（0.23%）に改定されました。

（平成28年4月～平成29年3月までの期間は1,000分2.0（0.2%））

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率（1000分の2.3）を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成28年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表

厚生年金保険料率：平成28年10月分 ～ 平成29年8月分 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方					
標準報酬		報酬月額		免除保険料率	
				3.3%	
				厚生年金保険料率	
				14.882%	
等級	月額			全額	折半額
		円以上	円未満		
1	88,000	～	93,000	13,096.16	6,548.08
2	98,000	93,000	101,000	14,584.36	7,292.18
3	104,000	101,000	107,000	15,477.28	7,738.64
4	110,000	107,000	114,000	16,370.20	8,185.10
5	118,000	114,000	122,000	17,560.76	8,780.38
6	126,000	122,000	130,000	18,751.32	9,375.66
7	134,000	130,000	138,000	19,941.88	9,970.94
8	142,000	138,000	146,000	21,132.44	10,566.22
9	150,000	146,000	155,000	22,323.00	11,161.50
10	160,000	155,000	165,000	23,811.20	11,905.60
11	170,000	165,000	175,000	25,299.40	12,649.70
12	180,000	175,000	185,000	26,787.60	13,393.80
13	190,000	185,000	195,000	28,275.80	14,137.90
14	200,000	195,000	210,000	29,764.00	14,882.00
15	220,000	210,000	230,000	32,740.40	16,370.20
16	240,000	230,000	250,000	35,716.80	17,858.40
17	260,000	250,000	270,000	38,693.20	19,346.60
18	280,000	270,000	290,000	41,669.60	20,834.80
19	300,000	290,000	310,000	44,646.00	22,323.00
20	320,000	310,000	330,000	47,622.40	23,811.20
21	340,000	330,000	350,000	50,598.80	25,299.40
22	360,000	350,000	370,000	53,575.20	26,787.60
23	380,000	370,000	395,000	56,551.60	28,275.80
24	410,000	395,000	425,000	61,016.20	30,508.10
25	440,000	425,000	455,000	65,480.80	32,740.40
26	470,000	455,000	485,000	69,945.40	34,972.70
27	500,000	485,000	515,000	74,410.00	37,205.00
28	530,000	515,000	545,000	78,874.60	39,437.30
29	560,000	545,000	575,000	83,339.20	41,669.60
30	590,000	575,000	605,000	87,803.80	43,901.90
31	620,000	605,000	～	92,268.40	46,134.20

(単位:円)

※平成28年10月分（11月納付分）から、厚生年金保険の標準報酬月額の下限が88千円となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「18.182%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※平成29年4月から、子ども・子育て拠出金率が1,000分の2.3（0.23%）に改定されました。

（平成28年4月～平成29年3月までの期間は1,000分2.0（0.2%））

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率（1000分の2.3）を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成28年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表

厚生年金保険料率：平成28年10月分 ～ 平成29年8月分 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方					
標準報酬		報酬月額		免除保険料率	
				3.4%	
				厚生年金保険料率	
				14.782%	
等級	月額			全額	折半額
		円以上	円未満		
1	88,000	～	93,000	13,008.16	6,504.08
2	98,000	93,000	101,000	14,486.36	7,243.18
3	104,000	101,000	107,000	15,373.28	7,686.64
4	110,000	107,000	114,000	16,260.20	8,130.10
5	118,000	114,000	122,000	17,442.76	8,721.38
6	126,000	122,000	130,000	18,625.32	9,312.66
7	134,000	130,000	138,000	19,807.88	9,903.94
8	142,000	138,000	146,000	20,990.44	10,495.22
9	150,000	146,000	155,000	22,173.00	11,086.50
10	160,000	155,000	165,000	23,651.20	11,825.60
11	170,000	165,000	175,000	25,129.40	12,564.70
12	180,000	175,000	185,000	26,607.60	13,303.80
13	190,000	185,000	195,000	28,085.80	14,042.90
14	200,000	195,000	210,000	29,564.00	14,782.00
15	220,000	210,000	230,000	32,520.40	16,260.20
16	240,000	230,000	250,000	35,476.80	17,738.40
17	260,000	250,000	270,000	38,433.20	19,216.60
18	280,000	270,000	290,000	41,389.60	20,694.80
19	300,000	290,000	310,000	44,346.00	22,173.00
20	320,000	310,000	330,000	47,302.40	23,651.20
21	340,000	330,000	350,000	50,258.80	25,129.40
22	360,000	350,000	370,000	53,215.20	26,607.60
23	380,000	370,000	395,000	56,171.60	28,085.80
24	410,000	395,000	425,000	60,606.20	30,303.10
25	440,000	425,000	455,000	65,040.80	32,520.40
26	470,000	455,000	485,000	69,475.40	34,737.70
27	500,000	485,000	515,000	73,910.00	36,955.00
28	530,000	515,000	545,000	78,344.60	39,172.30
29	560,000	545,000	575,000	82,779.20	41,389.60
30	590,000	575,000	605,000	87,213.80	43,606.90
31	620,000	605,000	～	91,648.40	45,824.20

(単位:円)

※平成28年10月分（11月納付分）から、厚生年金保険の標準報酬月額の下限が88千円となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「18.182%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※平成29年4月から、子ども・子育て拠出金率が1,000分の2.3（0.23%）に改定されました。

（平成28年4月～平成29年3月までの期間は1,000分2.0（0.2%））

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率（1000分の2.3）を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成28年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表

厚生年金保険料率：平成28年10月分 ～ 平成29年8月分 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方					
標準報酬		報酬月額		免除保険料率	
				3.5%	
				厚生年金保険料率	
				14.682%	
等級	月額			全額	折半額
		円以上	円未満		
1	88,000	～	93,000	12,920.16	6,460.08
2	98,000	93,000	101,000	14,388.36	7,194.18
3	104,000	101,000	107,000	15,269.28	7,634.64
4	110,000	107,000	114,000	16,150.20	8,075.10
5	118,000	114,000	122,000	17,324.76	8,662.38
6	126,000	122,000	130,000	18,499.32	9,249.66
7	134,000	130,000	138,000	19,673.88	9,836.94
8	142,000	138,000	146,000	20,848.44	10,424.22
9	150,000	146,000	155,000	22,023.00	11,011.50
10	160,000	155,000	165,000	23,491.20	11,745.60
11	170,000	165,000	175,000	24,959.40	12,479.70
12	180,000	175,000	185,000	26,427.60	13,213.80
13	190,000	185,000	195,000	27,895.80	13,947.90
14	200,000	195,000	210,000	29,364.00	14,682.00
15	220,000	210,000	230,000	32,300.40	16,150.20
16	240,000	230,000	250,000	35,236.80	17,618.40
17	260,000	250,000	270,000	38,173.20	19,086.60
18	280,000	270,000	290,000	41,109.60	20,554.80
19	300,000	290,000	310,000	44,046.00	22,023.00
20	320,000	310,000	330,000	46,982.40	23,491.20
21	340,000	330,000	350,000	49,918.80	24,959.40
22	360,000	350,000	370,000	52,855.20	26,427.60
23	380,000	370,000	395,000	55,791.60	27,895.80
24	410,000	395,000	425,000	60,196.20	30,098.10
25	440,000	425,000	455,000	64,600.80	32,300.40
26	470,000	455,000	485,000	69,005.40	34,502.70
27	500,000	485,000	515,000	73,410.00	36,705.00
28	530,000	515,000	545,000	77,814.60	38,907.30
29	560,000	545,000	575,000	82,219.20	41,109.60
30	590,000	575,000	605,000	86,623.80	43,311.90
31	620,000	605,000	～	91,028.40	45,514.20

(単位:円)

※平成28年10月分（11月納付分）から、厚生年金保険の標準報酬月額の下限が88千円となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「18.182%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※平成29年4月から、子ども・子育て拠出金率が1,000分の2.3（0.23%）に改定されました。

（平成28年4月～平成29年3月までの期間は1,000分2.0（0.2%））

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率（1000分の2.3）を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成28年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表

厚生年金保険料率：平成28年10月分 ～ 平成29年8月分 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方					
標準報酬		報酬月額		免除保険料率	
				3.6%	
				厚生年金保険料率	
				14.582%	
等級	月額			全額	折半額
		円以上	円未満		
1	88,000	～	93,000	12,832.16	6,416.08
2	98,000	93,000	101,000	14,290.36	7,145.18
3	104,000	101,000	107,000	15,165.28	7,582.64
4	110,000	107,000	114,000	16,040.20	8,020.10
5	118,000	114,000	122,000	17,206.76	8,603.38
6	126,000	122,000	130,000	18,373.32	9,186.66
7	134,000	130,000	138,000	19,539.88	9,769.94
8	142,000	138,000	146,000	20,706.44	10,353.22
9	150,000	146,000	155,000	21,873.00	10,936.50
10	160,000	155,000	165,000	23,331.20	11,665.60
11	170,000	165,000	175,000	24,789.40	12,394.70
12	180,000	175,000	185,000	26,247.60	13,123.80
13	190,000	185,000	195,000	27,705.80	13,852.90
14	200,000	195,000	210,000	29,164.00	14,582.00
15	220,000	210,000	230,000	32,080.40	16,040.20
16	240,000	230,000	250,000	34,996.80	17,498.40
17	260,000	250,000	270,000	37,913.20	18,956.60
18	280,000	270,000	290,000	40,829.60	20,414.80
19	300,000	290,000	310,000	43,746.00	21,873.00
20	320,000	310,000	330,000	46,662.40	23,331.20
21	340,000	330,000	350,000	49,578.80	24,789.40
22	360,000	350,000	370,000	52,495.20	26,247.60
23	380,000	370,000	395,000	55,411.60	27,705.80
24	410,000	395,000	425,000	59,786.20	29,893.10
25	440,000	425,000	455,000	64,160.80	32,080.40
26	470,000	455,000	485,000	68,535.40	34,267.70
27	500,000	485,000	515,000	72,910.00	36,455.00
28	530,000	515,000	545,000	77,284.60	38,642.30
29	560,000	545,000	575,000	81,659.20	40,829.60
30	590,000	575,000	605,000	86,033.80	43,016.90
31	620,000	605,000	～	90,408.40	45,204.20

(単位:円)

※平成28年10月分（11月納付分）から、厚生年金保険の標準報酬月額の下限が88千円となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「18.182%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※平成29年4月から、子ども・子育て拠出金率が1,000分の2.3（0.23%）に改定されました。

（平成28年4月～平成29年3月までの期間は1,000分2.0（0.2%））

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率（1000分の2.3）を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成28年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表

厚生年金保険料率：平成28年10月分 ～ 平成29年8月分 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方					
標準報酬		報酬月額		免除保険料率	
				3.7%	
				厚生年金保険料率	
				14.482%	
等級	月額			全額	折半額
		円以上	円未満		
1	88,000	～	93,000	12,744.16	6,372.08
2	98,000	93,000	101,000	14,192.36	7,096.18
3	104,000	101,000	107,000	15,061.28	7,530.64
4	110,000	107,000	114,000	15,930.20	7,965.10
5	118,000	114,000	122,000	17,088.76	8,544.38
6	126,000	122,000	130,000	18,247.32	9,123.66
7	134,000	130,000	138,000	19,405.88	9,702.94
8	142,000	138,000	146,000	20,564.44	10,282.22
9	150,000	146,000	155,000	21,723.00	10,861.50
10	160,000	155,000	165,000	23,171.20	11,585.60
11	170,000	165,000	175,000	24,619.40	12,309.70
12	180,000	175,000	185,000	26,067.60	13,033.80
13	190,000	185,000	195,000	27,515.80	13,757.90
14	200,000	195,000	210,000	28,964.00	14,482.00
15	220,000	210,000	230,000	31,860.40	15,930.20
16	240,000	230,000	250,000	34,756.80	17,378.40
17	260,000	250,000	270,000	37,653.20	18,826.60
18	280,000	270,000	290,000	40,549.60	20,274.80
19	300,000	290,000	310,000	43,446.00	21,723.00
20	320,000	310,000	330,000	46,342.40	23,171.20
21	340,000	330,000	350,000	49,238.80	24,619.40
22	360,000	350,000	370,000	52,135.20	26,067.60
23	380,000	370,000	395,000	55,031.60	27,515.80
24	410,000	395,000	425,000	59,376.20	29,688.10
25	440,000	425,000	455,000	63,720.80	31,860.40
26	470,000	455,000	485,000	68,065.40	34,032.70
27	500,000	485,000	515,000	72,410.00	36,205.00
28	530,000	515,000	545,000	76,754.60	38,377.30
29	560,000	545,000	575,000	81,099.20	40,549.60
30	590,000	575,000	605,000	85,443.80	42,721.90
31	620,000	605,000	～	89,788.40	44,894.20

(単位:円)

※平成28年10月分（11月納付分）から、厚生年金保険の標準報酬月額の下限が88千円となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「18.182%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※平成29年4月から、子ども・子育て拠出金率が1,000分の2.3（0.23%）に改定されました。

（平成28年4月～平成29年3月までの期間は1,000分2.0（0.2%））

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率（1000分の2.3）を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成28年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表

厚生年金保険料率：平成28年10月分 ～ 平成29年8月分 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方					
標準報酬		報酬月額		免除保険料率	
				3.8%	
				厚生年金保険料率	
				14.382%	
等級	月額			全額	折半額
		円以上	円未満		
1	88,000	～	93,000	12,656.16	6,328.08
2	98,000	93,000	101,000	14,094.36	7,047.18
3	104,000	101,000	107,000	14,957.28	7,478.64
4	110,000	107,000	114,000	15,820.20	7,910.10
5	118,000	114,000	122,000	16,970.76	8,485.38
6	126,000	122,000	130,000	18,121.32	9,060.66
7	134,000	130,000	138,000	19,271.88	9,635.94
8	142,000	138,000	146,000	20,422.44	10,211.22
9	150,000	146,000	155,000	21,573.00	10,786.50
10	160,000	155,000	165,000	23,011.20	11,505.60
11	170,000	165,000	175,000	24,449.40	12,224.70
12	180,000	175,000	185,000	25,887.60	12,943.80
13	190,000	185,000	195,000	27,325.80	13,662.90
14	200,000	195,000	210,000	28,764.00	14,382.00
15	220,000	210,000	230,000	31,640.40	15,820.20
16	240,000	230,000	250,000	34,516.80	17,258.40
17	260,000	250,000	270,000	37,393.20	18,696.60
18	280,000	270,000	290,000	40,269.60	20,134.80
19	300,000	290,000	310,000	43,146.00	21,573.00
20	320,000	310,000	330,000	46,022.40	23,011.20
21	340,000	330,000	350,000	48,898.80	24,449.40
22	360,000	350,000	370,000	51,775.20	25,887.60
23	380,000	370,000	395,000	54,651.60	27,325.80
24	410,000	395,000	425,000	58,966.20	29,483.10
25	440,000	425,000	455,000	63,280.80	31,640.40
26	470,000	455,000	485,000	67,595.40	33,797.70
27	500,000	485,000	515,000	71,910.00	35,955.00
28	530,000	515,000	545,000	76,224.60	38,112.30
29	560,000	545,000	575,000	80,539.20	40,269.60
30	590,000	575,000	605,000	84,853.80	42,426.90
31	620,000	605,000	～	89,168.40	44,584.20

(単位:円)

※平成28年10月分（11月納付分）から、厚生年金保険の標準報酬月額の下限が88千円となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「18.182%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※平成29年4月から、子ども・子育て拠出金率が1,000分の2.3（0.23%）に改定されました。

（平成28年4月～平成29年3月までの期間は1,000分2.0（0.2%））

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率（1000分の2.3）を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成28年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表

厚生年金保険料率：平成28年10月分 ～ 平成29年8月分 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方					
標準報酬		報酬月額		免除保険料率	
				3.9%	
				厚生年金保険料率	
				14.282%	
等級	月額			全額	折半額
		円以上	円未満		
1	88,000	～	93,000	12,568.16	6,284.08
2	98,000	93,000	101,000	13,996.36	6,998.18
3	104,000	101,000	107,000	14,853.28	7,426.64
4	110,000	107,000	114,000	15,710.20	7,855.10
5	118,000	114,000	122,000	16,852.76	8,426.38
6	126,000	122,000	130,000	17,995.32	8,997.66
7	134,000	130,000	138,000	19,137.88	9,568.94
8	142,000	138,000	146,000	20,280.44	10,140.22
9	150,000	146,000	155,000	21,423.00	10,711.50
10	160,000	155,000	165,000	22,851.20	11,425.60
11	170,000	165,000	175,000	24,279.40	12,139.70
12	180,000	175,000	185,000	25,707.60	12,853.80
13	190,000	185,000	195,000	27,135.80	13,567.90
14	200,000	195,000	210,000	28,564.00	14,282.00
15	220,000	210,000	230,000	31,420.40	15,710.20
16	240,000	230,000	250,000	34,276.80	17,138.40
17	260,000	250,000	270,000	37,133.20	18,566.60
18	280,000	270,000	290,000	39,989.60	19,994.80
19	300,000	290,000	310,000	42,846.00	21,423.00
20	320,000	310,000	330,000	45,702.40	22,851.20
21	340,000	330,000	350,000	48,558.80	24,279.40
22	360,000	350,000	370,000	51,415.20	25,707.60
23	380,000	370,000	395,000	54,271.60	27,135.80
24	410,000	395,000	425,000	58,556.20	29,278.10
25	440,000	425,000	455,000	62,840.80	31,420.40
26	470,000	455,000	485,000	67,125.40	33,562.70
27	500,000	485,000	515,000	71,410.00	35,705.00
28	530,000	515,000	545,000	75,694.60	37,847.30
29	560,000	545,000	575,000	79,979.20	39,989.60
30	590,000	575,000	605,000	84,263.80	42,131.90
31	620,000	605,000	～	88,548.40	44,274.20

(単位:円)

※平成28年10月分（11月納付分）から、厚生年金保険の標準報酬月額の下限が88千円となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「18.182%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※平成29年4月から、子ども・子育て拠出金率が1,000分の2.3（0.23%）に改定されました。

（平成28年4月～平成29年3月までの期間は1,000分2.0（0.2%））

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率（1000分の2.3）を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成28年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表

厚生年金保険料率：平成28年10月分 ～ 平成29年8月分 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方					
標準報酬		報酬月額		免除保険料率	
				4.0%	
				厚生年金保険料率	
				14.182%	
等級	月額			全額	折半額
		円以上	円未満		
1	88,000	～	93,000	12,480.16	6,240.08
2	98,000	93,000	101,000	13,898.36	6,949.18
3	104,000	101,000	107,000	14,749.28	7,374.64
4	110,000	107,000	114,000	15,600.20	7,800.10
5	118,000	114,000	122,000	16,734.76	8,367.38
6	126,000	122,000	130,000	17,869.32	8,934.66
7	134,000	130,000	138,000	19,003.88	9,501.94
8	142,000	138,000	146,000	20,138.44	10,069.22
9	150,000	146,000	155,000	21,273.00	10,636.50
10	160,000	155,000	165,000	22,691.20	11,345.60
11	170,000	165,000	175,000	24,109.40	12,054.70
12	180,000	175,000	185,000	25,527.60	12,763.80
13	190,000	185,000	195,000	26,945.80	13,472.90
14	200,000	195,000	210,000	28,364.00	14,182.00
15	220,000	210,000	230,000	31,200.40	15,600.20
16	240,000	230,000	250,000	34,036.80	17,018.40
17	260,000	250,000	270,000	36,873.20	18,436.60
18	280,000	270,000	290,000	39,709.60	19,854.80
19	300,000	290,000	310,000	42,546.00	21,273.00
20	320,000	310,000	330,000	45,382.40	22,691.20
21	340,000	330,000	350,000	48,218.80	24,109.40
22	360,000	350,000	370,000	51,055.20	25,527.60
23	380,000	370,000	395,000	53,891.60	26,945.80
24	410,000	395,000	425,000	58,146.20	29,073.10
25	440,000	425,000	455,000	62,400.80	31,200.40
26	470,000	455,000	485,000	66,655.40	33,327.70
27	500,000	485,000	515,000	70,910.00	35,455.00
28	530,000	515,000	545,000	75,164.60	37,582.30
29	560,000	545,000	575,000	79,419.20	39,709.60
30	590,000	575,000	605,000	83,673.80	41,836.90
31	620,000	605,000	～	87,928.40	43,964.20

(単位:円)

※平成28年10月分（11月納付分）から、厚生年金保険の標準報酬月額の下限が88千円となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「18.182%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※平成29年4月から、子ども・子育て拠出金率が1,000分の2.3（0.23%）に改定されました。

（平成28年4月～平成29年3月までの期間は1,000分2.0（0.2%））

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率（1000分の2.3）を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成28年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表

厚生年金保険料率：平成28年10月分 ～ 平成29年8月分 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方					
標準報酬		報酬月額		免除保険料率	
				4.1%	
				厚生年金保険料率	
				14.082%	
等級	月額			全額	折半額
		円以上	円未満		
1	88,000	～	93,000	12,392.16	6,196.08
2	98,000	93,000	101,000	13,800.36	6,900.18
3	104,000	101,000	107,000	14,645.28	7,322.64
4	110,000	107,000	114,000	15,490.20	7,745.10
5	118,000	114,000	122,000	16,616.76	8,308.38
6	126,000	122,000	130,000	17,743.32	8,871.66
7	134,000	130,000	138,000	18,869.88	9,434.94
8	142,000	138,000	146,000	19,996.44	9,998.22
9	150,000	146,000	155,000	21,123.00	10,561.50
10	160,000	155,000	165,000	22,531.20	11,265.60
11	170,000	165,000	175,000	23,939.40	11,969.70
12	180,000	175,000	185,000	25,347.60	12,673.80
13	190,000	185,000	195,000	26,755.80	13,377.90
14	200,000	195,000	210,000	28,164.00	14,082.00
15	220,000	210,000	230,000	30,980.40	15,490.20
16	240,000	230,000	250,000	33,796.80	16,898.40
17	260,000	250,000	270,000	36,613.20	18,306.60
18	280,000	270,000	290,000	39,429.60	19,714.80
19	300,000	290,000	310,000	42,246.00	21,123.00
20	320,000	310,000	330,000	45,062.40	22,531.20
21	340,000	330,000	350,000	47,878.80	23,939.40
22	360,000	350,000	370,000	50,695.20	25,347.60
23	380,000	370,000	395,000	53,511.60	26,755.80
24	410,000	395,000	425,000	57,736.20	28,868.10
25	440,000	425,000	455,000	61,960.80	30,980.40
26	470,000	455,000	485,000	66,185.40	33,092.70
27	500,000	485,000	515,000	70,410.00	35,205.00
28	530,000	515,000	545,000	74,634.60	37,317.30
29	560,000	545,000	575,000	78,859.20	39,429.60
30	590,000	575,000	605,000	83,083.80	41,541.90
31	620,000	605,000	～	87,308.40	43,654.20

(単位:円)

※平成28年10月分（11月納付分）から、厚生年金保険の標準報酬月額の下限が88千円となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「18.182%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※平成29年4月から、子ども・子育て拠出金率が1,000分の2.3（0.23%）に改定されました。

（平成28年4月～平成29年3月までの期間は1,000分2.0（0.2%））

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率（1000分の2.3）を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成28年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表

厚生年金保険料率：平成28年10月分 ～ 平成29年8月分 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方					
標準報酬		報酬月額		免除保険料率	
				4.2%	
				厚生年金保険料率	
				13.982%	
等級	月額			全額	折半額
		円以上	円未満		
1	88,000	～	93,000	12,304.16	6,152.08
2	98,000	93,000	101,000	13,702.36	6,851.18
3	104,000	101,000	107,000	14,541.28	7,270.64
4	110,000	107,000	114,000	15,380.20	7,690.10
5	118,000	114,000	122,000	16,498.76	8,249.38
6	126,000	122,000	130,000	17,617.32	8,808.66
7	134,000	130,000	138,000	18,735.88	9,367.94
8	142,000	138,000	146,000	19,854.44	9,927.22
9	150,000	146,000	155,000	20,973.00	10,486.50
10	160,000	155,000	165,000	22,371.20	11,185.60
11	170,000	165,000	175,000	23,769.40	11,884.70
12	180,000	175,000	185,000	25,167.60	12,583.80
13	190,000	185,000	195,000	26,565.80	13,282.90
14	200,000	195,000	210,000	27,964.00	13,982.00
15	220,000	210,000	230,000	30,760.40	15,380.20
16	240,000	230,000	250,000	33,556.80	16,778.40
17	260,000	250,000	270,000	36,353.20	18,176.60
18	280,000	270,000	290,000	39,149.60	19,574.80
19	300,000	290,000	310,000	41,946.00	20,973.00
20	320,000	310,000	330,000	44,742.40	22,371.20
21	340,000	330,000	350,000	47,538.80	23,769.40
22	360,000	350,000	370,000	50,335.20	25,167.60
23	380,000	370,000	395,000	53,131.60	26,565.80
24	410,000	395,000	425,000	57,326.20	28,663.10
25	440,000	425,000	455,000	61,520.80	30,760.40
26	470,000	455,000	485,000	65,715.40	32,857.70
27	500,000	485,000	515,000	69,910.00	34,955.00
28	530,000	515,000	545,000	74,104.60	37,052.30
29	560,000	545,000	575,000	78,299.20	39,149.60
30	590,000	575,000	605,000	82,493.80	41,246.90
31	620,000	605,000	～	86,688.40	43,344.20

(単位:円)

※平成28年10月分（11月納付分）から、厚生年金保険の標準報酬月額の下限が88千円となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「18.182%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※平成29年4月から、子ども・子育て拠出金率が1,000分の2.3（0.23%）に改定されました。

（平成28年4月～平成29年3月までの期間は1,000分2.0（0.2%））

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率（1000分の2.3）を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成28年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表

厚生年金保険料率：平成28年10月分 ～ 平成29年8月分 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方					
標準報酬		報酬月額		免除保険料率	
				4.3%	
				厚生年金保険料率	
				13.882%	
等級	月額			全額	折半額
		円以上	円未満		
1	88,000	～	93,000	12,216.16	6,108.08
2	98,000	93,000	101,000	13,604.36	6,802.18
3	104,000	101,000	107,000	14,437.28	7,218.64
4	110,000	107,000	114,000	15,270.20	7,635.10
5	118,000	114,000	122,000	16,380.76	8,190.38
6	126,000	122,000	130,000	17,491.32	8,745.66
7	134,000	130,000	138,000	18,601.88	9,300.94
8	142,000	138,000	146,000	19,712.44	9,856.22
9	150,000	146,000	155,000	20,823.00	10,411.50
10	160,000	155,000	165,000	22,211.20	11,105.60
11	170,000	165,000	175,000	23,599.40	11,799.70
12	180,000	175,000	185,000	24,987.60	12,493.80
13	190,000	185,000	195,000	26,375.80	13,187.90
14	200,000	195,000	210,000	27,764.00	13,882.00
15	220,000	210,000	230,000	30,540.40	15,270.20
16	240,000	230,000	250,000	33,316.80	16,658.40
17	260,000	250,000	270,000	36,093.20	18,046.60
18	280,000	270,000	290,000	38,869.60	19,434.80
19	300,000	290,000	310,000	41,646.00	20,823.00
20	320,000	310,000	330,000	44,422.40	22,211.20
21	340,000	330,000	350,000	47,198.80	23,599.40
22	360,000	350,000	370,000	49,975.20	24,987.60
23	380,000	370,000	395,000	52,751.60	26,375.80
24	410,000	395,000	425,000	56,916.20	28,458.10
25	440,000	425,000	455,000	61,080.80	30,540.40
26	470,000	455,000	485,000	65,245.40	32,622.70
27	500,000	485,000	515,000	69,410.00	34,705.00
28	530,000	515,000	545,000	73,574.60	36,787.30
29	560,000	545,000	575,000	77,739.20	38,869.60
30	590,000	575,000	605,000	81,903.80	40,951.90
31	620,000	605,000	～	86,068.40	43,034.20

(単位:円)

※平成28年10月分（11月納付分）から、厚生年金保険の標準報酬月額の下限が88千円となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「18.182%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※平成29年4月から、子ども・子育て拠出金率が1,000分の2.3（0.23%）に改定されました。

（平成28年4月～平成29年3月までの期間は1,000分2.0（0.2%））

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率（1000分の2.3）を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成28年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表

厚生年金保険料率：平成28年10月分 ～ 平成29年8月分 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方					
標準報酬		報酬月額		免除保険料率	
				4.4%	
				厚生年金保険料率	
				13.782%	
等級	月額			全額	折半額
		円以上	円未満		
1	88,000	～	93,000	12,128.16	6,064.08
2	98,000	93,000	101,000	13,506.36	6,753.18
3	104,000	101,000	107,000	14,333.28	7,166.64
4	110,000	107,000	114,000	15,160.20	7,580.10
5	118,000	114,000	122,000	16,262.76	8,131.38
6	126,000	122,000	130,000	17,365.32	8,682.66
7	134,000	130,000	138,000	18,467.88	9,233.94
8	142,000	138,000	146,000	19,570.44	9,785.22
9	150,000	146,000	155,000	20,673.00	10,336.50
10	160,000	155,000	165,000	22,051.20	11,025.60
11	170,000	165,000	175,000	23,429.40	11,714.70
12	180,000	175,000	185,000	24,807.60	12,403.80
13	190,000	185,000	195,000	26,185.80	13,092.90
14	200,000	195,000	210,000	27,564.00	13,782.00
15	220,000	210,000	230,000	30,320.40	15,160.20
16	240,000	230,000	250,000	33,076.80	16,538.40
17	260,000	250,000	270,000	35,833.20	17,916.60
18	280,000	270,000	290,000	38,589.60	19,294.80
19	300,000	290,000	310,000	41,346.00	20,673.00
20	320,000	310,000	330,000	44,102.40	22,051.20
21	340,000	330,000	350,000	46,858.80	23,429.40
22	360,000	350,000	370,000	49,615.20	24,807.60
23	380,000	370,000	395,000	52,371.60	26,185.80
24	410,000	395,000	425,000	56,506.20	28,253.10
25	440,000	425,000	455,000	60,640.80	30,320.40
26	470,000	455,000	485,000	64,775.40	32,387.70
27	500,000	485,000	515,000	68,910.00	34,455.00
28	530,000	515,000	545,000	73,044.60	36,522.30
29	560,000	545,000	575,000	77,179.20	38,589.60
30	590,000	575,000	605,000	81,313.80	40,656.90
31	620,000	605,000	～	85,448.40	42,724.20

(単位:円)

※平成28年10月分（11月納付分）から、厚生年金保険の標準報酬月額の下限が88千円となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「18.182%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※平成29年4月から、子ども・子育て拠出金率が1,000分の2.3（0.23%）に改定されました。

（平成28年4月～平成29年3月までの期間は1,000分2.0（0.2%））

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率（1000分の2.3）を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成28年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表

厚生年金保険料率：平成28年10月分 ～ 平成29年8月分 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方					
標準報酬		報酬月額		免除保険料率	
				4.5%	
				厚生年金保険料率	
				13.682%	
等級	月額			全額	折半額
		円以上	円未満		
1	88,000	～	93,000	12,040.16	6,020.08
2	98,000	93,000	101,000	13,408.36	6,704.18
3	104,000	101,000	107,000	14,229.28	7,114.64
4	110,000	107,000	114,000	15,050.20	7,525.10
5	118,000	114,000	122,000	16,144.76	8,072.38
6	126,000	122,000	130,000	17,239.32	8,619.66
7	134,000	130,000	138,000	18,333.88	9,166.94
8	142,000	138,000	146,000	19,428.44	9,714.22
9	150,000	146,000	155,000	20,523.00	10,261.50
10	160,000	155,000	165,000	21,891.20	10,945.60
11	170,000	165,000	175,000	23,259.40	11,629.70
12	180,000	175,000	185,000	24,627.60	12,313.80
13	190,000	185,000	195,000	25,995.80	12,997.90
14	200,000	195,000	210,000	27,364.00	13,682.00
15	220,000	210,000	230,000	30,100.40	15,050.20
16	240,000	230,000	250,000	32,836.80	16,418.40
17	260,000	250,000	270,000	35,573.20	17,786.60
18	280,000	270,000	290,000	38,309.60	19,154.80
19	300,000	290,000	310,000	41,046.00	20,523.00
20	320,000	310,000	330,000	43,782.40	21,891.20
21	340,000	330,000	350,000	46,518.80	23,259.40
22	360,000	350,000	370,000	49,255.20	24,627.60
23	380,000	370,000	395,000	51,991.60	25,995.80
24	410,000	395,000	425,000	56,096.20	28,048.10
25	440,000	425,000	455,000	60,200.80	30,100.40
26	470,000	455,000	485,000	64,305.40	32,152.70
27	500,000	485,000	515,000	68,410.00	34,205.00
28	530,000	515,000	545,000	72,514.60	36,257.30
29	560,000	545,000	575,000	76,619.20	38,309.60
30	590,000	575,000	605,000	80,723.80	40,361.90
31	620,000	605,000	～	84,828.40	42,414.20

(単位:円)

※平成28年10月分（11月納付分）から、厚生年金保険の標準報酬月額の下限が88千円となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「18.182%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※平成29年4月から、子ども・子育て拠出金率が1,000分の2.3（0.23%）に改定されました。

（平成28年4月～平成29年3月までの期間は1,000分2.0（0.2%））

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率（1000分の2.3）を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成28年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表

厚生年金保険料率：平成28年10月分 ～ 平成29年8月分 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方					
標準報酬		報酬月額		免除保険料率	
				4.6%	
				厚生年金保険料率	
				13.582%	
等級	月額			全額	折半額
		円以上	円未満		
1	88,000	～	93,000	11,952.16	5,976.08
2	98,000	93,000	101,000	13,310.36	6,655.18
3	104,000	101,000	107,000	14,125.28	7,062.64
4	110,000	107,000	114,000	14,940.20	7,470.10
5	118,000	114,000	122,000	16,026.76	8,013.38
6	126,000	122,000	130,000	17,113.32	8,556.66
7	134,000	130,000	138,000	18,199.88	9,099.94
8	142,000	138,000	146,000	19,286.44	9,643.22
9	150,000	146,000	155,000	20,373.00	10,186.50
10	160,000	155,000	165,000	21,731.20	10,865.60
11	170,000	165,000	175,000	23,089.40	11,544.70
12	180,000	175,000	185,000	24,447.60	12,223.80
13	190,000	185,000	195,000	25,805.80	12,902.90
14	200,000	195,000	210,000	27,164.00	13,582.00
15	220,000	210,000	230,000	29,880.40	14,940.20
16	240,000	230,000	250,000	32,596.80	16,298.40
17	260,000	250,000	270,000	35,313.20	17,656.60
18	280,000	270,000	290,000	38,029.60	19,014.80
19	300,000	290,000	310,000	40,746.00	20,373.00
20	320,000	310,000	330,000	43,462.40	21,731.20
21	340,000	330,000	350,000	46,178.80	23,089.40
22	360,000	350,000	370,000	48,895.20	24,447.60
23	380,000	370,000	395,000	51,611.60	25,805.80
24	410,000	395,000	425,000	55,686.20	27,843.10
25	440,000	425,000	455,000	59,760.80	29,880.40
26	470,000	455,000	485,000	63,835.40	31,917.70
27	500,000	485,000	515,000	67,910.00	33,955.00
28	530,000	515,000	545,000	71,984.60	35,992.30
29	560,000	545,000	575,000	76,059.20	38,029.60
30	590,000	575,000	605,000	80,133.80	40,066.90
31	620,000	605,000	～	84,208.40	42,104.20

(単位:円)

※平成28年10月分（11月納付分）から、厚生年金保険の標準報酬月額の下限が88千円となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「18.182%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※平成29年4月から、子ども・子育て拠出金率が1,000分の2.3（0.23%）に改定されました。

（平成28年4月～平成29年3月までの期間は1,000分2.0（0.2%））

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率（1000分の2.3）を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成28年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表

厚生年金保険料率：平成28年10月分 ～ 平成29年8月分 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方					
標準報酬		報酬月額		免除保険料率	
				4.7%	
				厚生年金保険料率	
				13.482%	
等級	月額			全額	折半額
		円以上	円未満		
1	88,000	～	93,000	11,864.16	5,932.08
2	98,000	93,000	101,000	13,212.36	6,606.18
3	104,000	101,000	107,000	14,021.28	7,010.64
4	110,000	107,000	114,000	14,830.20	7,415.10
5	118,000	114,000	122,000	15,908.76	7,954.38
6	126,000	122,000	130,000	16,987.32	8,493.66
7	134,000	130,000	138,000	18,065.88	9,032.94
8	142,000	138,000	146,000	19,144.44	9,572.22
9	150,000	146,000	155,000	20,223.00	10,111.50
10	160,000	155,000	165,000	21,571.20	10,785.60
11	170,000	165,000	175,000	22,919.40	11,459.70
12	180,000	175,000	185,000	24,267.60	12,133.80
13	190,000	185,000	195,000	25,615.80	12,807.90
14	200,000	195,000	210,000	26,964.00	13,482.00
15	220,000	210,000	230,000	29,660.40	14,830.20
16	240,000	230,000	250,000	32,356.80	16,178.40
17	260,000	250,000	270,000	35,053.20	17,526.60
18	280,000	270,000	290,000	37,749.60	18,874.80
19	300,000	290,000	310,000	40,446.00	20,223.00
20	320,000	310,000	330,000	43,142.40	21,571.20
21	340,000	330,000	350,000	45,838.80	22,919.40
22	360,000	350,000	370,000	48,535.20	24,267.60
23	380,000	370,000	395,000	51,231.60	25,615.80
24	410,000	395,000	425,000	55,276.20	27,638.10
25	440,000	425,000	455,000	59,320.80	29,660.40
26	470,000	455,000	485,000	63,365.40	31,682.70
27	500,000	485,000	515,000	67,410.00	33,705.00
28	530,000	515,000	545,000	71,454.60	35,727.30
29	560,000	545,000	575,000	75,499.20	37,749.60
30	590,000	575,000	605,000	79,543.80	39,771.90
31	620,000	605,000	～	83,588.40	41,794.20

(単位:円)

※平成28年10月分（11月納付分）から、厚生年金保険の標準報酬月額の下限が88千円となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「18.182%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※平成29年4月から、子ども・子育て拠出金率が1,000分の2.3（0.23%）に改定されました。

（平成28年4月～平成29年3月までの期間は1,000分2.0（0.2%））

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率（1000分の2.3）を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成28年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表

厚生年金保険料率：平成28年10月分 ～ 平成29年8月分 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方					
標準報酬		報酬月額		免除保険料率	
				4.8%	
				厚生年金保険料率	
				13.382%	
等級	月額			全額	折半額
		円以上	円未満		
1	88,000	～	93,000	11,776.16	5,888.08
2	98,000	93,000	101,000	13,114.36	6,557.18
3	104,000	101,000	107,000	13,917.28	6,958.64
4	110,000	107,000	114,000	14,720.20	7,360.10
5	118,000	114,000	122,000	15,790.76	7,895.38
6	126,000	122,000	130,000	16,861.32	8,430.66
7	134,000	130,000	138,000	17,931.88	8,965.94
8	142,000	138,000	146,000	19,002.44	9,501.22
9	150,000	146,000	155,000	20,073.00	10,036.50
10	160,000	155,000	165,000	21,411.20	10,705.60
11	170,000	165,000	175,000	22,749.40	11,374.70
12	180,000	175,000	185,000	24,087.60	12,043.80
13	190,000	185,000	195,000	25,425.80	12,712.90
14	200,000	195,000	210,000	26,764.00	13,382.00
15	220,000	210,000	230,000	29,440.40	14,720.20
16	240,000	230,000	250,000	32,116.80	16,058.40
17	260,000	250,000	270,000	34,793.20	17,396.60
18	280,000	270,000	290,000	37,469.60	18,734.80
19	300,000	290,000	310,000	40,146.00	20,073.00
20	320,000	310,000	330,000	42,822.40	21,411.20
21	340,000	330,000	350,000	45,498.80	22,749.40
22	360,000	350,000	370,000	48,175.20	24,087.60
23	380,000	370,000	395,000	50,851.60	25,425.80
24	410,000	395,000	425,000	54,866.20	27,433.10
25	440,000	425,000	455,000	58,880.80	29,440.40
26	470,000	455,000	485,000	62,895.40	31,447.70
27	500,000	485,000	515,000	66,910.00	33,455.00
28	530,000	515,000	545,000	70,924.60	35,462.30
29	560,000	545,000	575,000	74,939.20	37,469.60
30	590,000	575,000	605,000	78,953.80	39,476.90
31	620,000	605,000	～	82,968.40	41,484.20

(単位:円)

※平成28年10月分（11月納付分）から、厚生年金保険の標準報酬月額の下限が88千円となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「18.182%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※平成29年4月から、子ども・子育て拠出金率が1,000分の2.3（0.23%）に改定されました。

（平成28年4月～平成29年3月までの期間は1,000分2.0（0.2%））

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率（1000分の2.3）を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成28年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表

厚生年金保険料率：平成28年10月分 ～ 平成29年8月分 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方					
標準報酬		報酬月額		免除保険料率	
				4.9%	
				厚生年金保険料率	
				13.282%	
等級	月額			全額	折半額
		円以上	円未満		
1	88,000	～	93,000	11,688.16	5,844.08
2	98,000	93,000	101,000	13,016.36	6,508.18
3	104,000	101,000	107,000	13,813.28	6,906.64
4	110,000	107,000	114,000	14,610.20	7,305.10
5	118,000	114,000	122,000	15,672.76	7,836.38
6	126,000	122,000	130,000	16,735.32	8,367.66
7	134,000	130,000	138,000	17,797.88	8,898.94
8	142,000	138,000	146,000	18,860.44	9,430.22
9	150,000	146,000	155,000	19,923.00	9,961.50
10	160,000	155,000	165,000	21,251.20	10,625.60
11	170,000	165,000	175,000	22,579.40	11,289.70
12	180,000	175,000	185,000	23,907.60	11,953.80
13	190,000	185,000	195,000	25,235.80	12,617.90
14	200,000	195,000	210,000	26,564.00	13,282.00
15	220,000	210,000	230,000	29,220.40	14,610.20
16	240,000	230,000	250,000	31,876.80	15,938.40
17	260,000	250,000	270,000	34,533.20	17,266.60
18	280,000	270,000	290,000	37,189.60	18,594.80
19	300,000	290,000	310,000	39,846.00	19,923.00
20	320,000	310,000	330,000	42,502.40	21,251.20
21	340,000	330,000	350,000	45,158.80	22,579.40
22	360,000	350,000	370,000	47,815.20	23,907.60
23	380,000	370,000	395,000	50,471.60	25,235.80
24	410,000	395,000	425,000	54,456.20	27,228.10
25	440,000	425,000	455,000	58,440.80	29,220.40
26	470,000	455,000	485,000	62,425.40	31,212.70
27	500,000	485,000	515,000	66,410.00	33,205.00
28	530,000	515,000	545,000	70,394.60	35,197.30
29	560,000	545,000	575,000	74,379.20	37,189.60
30	590,000	575,000	605,000	78,363.80	39,181.90
31	620,000	605,000	～	82,348.40	41,174.20

(単位:円)

※平成28年10月分（11月納付分）から、厚生年金保険の標準報酬月額の下限が88千円となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「18.182%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※平成29年4月から、子ども・子育て拠出金率が1,000分の2.3（0.23%）に改定されました。

（平成28年4月～平成29年3月までの期間は1,000分2.0（0.2%））

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率（1000分の2.3）を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成28年10月分（11月納付分）からの厚生年金保険料額表

厚生年金保険料率：平成28年10月分 ～ 平成29年8月分 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方					
標準報酬		報酬月額		免除保険料率	
				5.0%	
				厚生年金保険料率	
				13.182%	
等級	月額			全額	折半額
		円以上	円未満		
1	88,000	～	93,000	11,600.16	5,800.08
2	98,000	93,000	101,000	12,918.36	6,459.18
3	104,000	101,000	107,000	13,709.28	6,854.64
4	110,000	107,000	114,000	14,500.20	7,250.10
5	118,000	114,000	122,000	15,554.76	7,777.38
6	126,000	122,000	130,000	16,609.32	8,304.66
7	134,000	130,000	138,000	17,663.88	8,831.94
8	142,000	138,000	146,000	18,718.44	9,359.22
9	150,000	146,000	155,000	19,773.00	9,886.50
10	160,000	155,000	165,000	21,091.20	10,545.60
11	170,000	165,000	175,000	22,409.40	11,204.70
12	180,000	175,000	185,000	23,727.60	11,863.80
13	190,000	185,000	195,000	25,045.80	12,522.90
14	200,000	195,000	210,000	26,364.00	13,182.00
15	220,000	210,000	230,000	29,000.40	14,500.20
16	240,000	230,000	250,000	31,636.80	15,818.40
17	260,000	250,000	270,000	34,273.20	17,136.60
18	280,000	270,000	290,000	36,909.60	18,454.80
19	300,000	290,000	310,000	39,546.00	19,773.00
20	320,000	310,000	330,000	42,182.40	21,091.20
21	340,000	330,000	350,000	44,818.80	22,409.40
22	360,000	350,000	370,000	47,455.20	23,727.60
23	380,000	370,000	395,000	50,091.60	25,045.80
24	410,000	395,000	425,000	54,046.20	27,023.10
25	440,000	425,000	455,000	58,000.80	29,000.40
26	470,000	455,000	485,000	61,955.40	30,977.70
27	500,000	485,000	515,000	65,910.00	32,955.00
28	530,000	515,000	545,000	69,864.60	34,932.30
29	560,000	545,000	575,000	73,819.20	36,909.60
30	590,000	575,000	605,000	77,773.80	38,886.90
31	620,000	605,000	～	81,728.40	40,864.20

(単位:円)

※平成28年10月分（11月納付分）から、厚生年金保険の標準報酬月額の下限が88千円となりました。

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「18.182%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

※平成29年4月から、子ども・子育て拠出金率が1,000分の2.3（0.23%）に改定されました。

（平成28年4月～平成29年3月までの期間は1,000分2.0（0.2%））

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。

賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）

標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率（1000分の2.3）を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合

被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。

※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。